

当該補助事業は、「大阪市障がい者グループホーム整備費補助要綱」に基づき、以下3つの区分に対し補助を実施しています。

補助区分ごとに補助対象経費や補助限度額等を定めているため、**各要件に当てはまる場合、複数の補助区分の申請が可能**です。

交付対象	住宅改造成①	住宅改造成②	住宅改造成等						
	交付対象となるグループホーム	交付対象となるグループホーム	交付対象となるグループホーム						
補助の対象	重度障がい者の入居に対応するための住宅の改造工事が必要な場合（スプリンクラー設備設置工事を除く）	重度障がい者の入居に対応するための住宅の改造工事が必要な場合（スプリンクラー設備設置工事のみ）	強度行動障がい者の入居に対応するための住宅の改造工事や設備整備が必要な場合						
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅の改造に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保のための工事（手すりの設置、段差解消等） ・入居者のプライバシー確保のための工事（居室の鍵の設置等） ・日常生活衛生面の工事（和式便器を様式便器へ変更等） ・入居者の移動手段の確保のための工事（ホームエレベーターや階段昇降機の設置等） <p>※老朽化の工事は対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅のスプリンクラー設備設置に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 共用部及び強度行動障がい者の個人の居室において、強度行動障がい者の個々の特性に対応するための住宅改造、設備改造、必要な備品の購入に係る経費 						
補助限度額	【定員により異なる】	定員によらず	【受け入れ人数により異なる】						
	<table border="1"> <tr> <td>定員 2人</td><td>2,715 千円</td></tr> <tr> <td>定員 3人</td><td>3,038 千円</td></tr> <tr> <td>定員 4人以上</td><td>3,360 千円</td></tr> </table>	定員 2人	2,715 千円	定員 3人	3,038 千円	定員 4人以上	3,360 千円	3,000 千円	<table border="1"> <tr> <td>2,300 千円</td></tr> </table> <p>※受け入れ人数に応じて、1名の増加につき500千円を補助限度額に加算</p>
定員 2人	2,715 千円								
定員 3人	3,038 千円								
定員 4人以上	3,360 千円								
2,300 千円									
補助金額	上記の補助限度額を上限に、実際にかかった経費の3／4を大阪市より補助	上記の補助限度額を上限に、 ・実際にかかった経費の3／4 又は ・基準単価（※）×スプリンクラー設置対象面積の3／4 のうち最も低い金額を大阪市より補助	上記の補助限度額を上限に、 実際にかかった経費の3／4を大阪市より補助						
	<p>（※）「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取り扱いについて（厚労省通知）」に掲げる基準単価。</p>								
申請時必要書類	<input type="checkbox"/> 改造工事費内訳書（見積書等） <input type="checkbox"/> 改造工事計画書 <input type="checkbox"/> 改造承諾書 ※賃貸物件を改造する場合のみ <input type="checkbox"/> 建築確認書（写）※建築基準法に基づく建築確認を要する場合	<input type="checkbox"/> 改造工事費内訳書（見積書等） <input type="checkbox"/> 建物面積表 <input type="checkbox"/> 改造工事計画書 <input type="checkbox"/> 改造承諾書 ※賃貸物件を改造する場合のみ <input type="checkbox"/> 建築確認書（写）※建築基準法に基づく建築確認を要する場合	<input type="checkbox"/> 改造工事費内訳書（見積書等） <input type="checkbox"/> 改造工事計画書 <input type="checkbox"/> 改造承諾書 ※賃貸物件を改造する場合のみ <input type="checkbox"/> 建築確認書（写）※建築基準法に基づく建築確認を要する場合 <input type="checkbox"/> 物品の購入がある場合はその見積書と仕様書 <input type="checkbox"/> 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）又は行動援護従業者養成研修修了者証明書						
	<p>全工事区分共通</p>								
<input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 交付申請理由書 <input type="checkbox"/> 事業計画、収支計算書 <input type="checkbox"/> 運営規約、役員名簿 <input type="checkbox"/> 入居（予定）者名簿 <input type="checkbox"/> 共同生活住居の平面図 <input type="checkbox"/> 共同生活住居設置場所の位置図 <input type="checkbox"/> 法人予算書（当年度及び前年度） <input type="checkbox"/> 前年度の法人収支計算書等 <input type="checkbox"/> 法人財産目録 <input type="checkbox"/> 定款									
補助申請に係る留意点	□ 見積書は2社以上必要です。 見積額の内容を比較できるよう、工事内容、数量などの仕様はあわせてください。	□ 見積書は2社以上必要です。 見積額の内容を比較できるよう、工事内容、数量などの仕様はあわせてください。	□ 見積書（2社以上）と物品仕様書（カタログ等）が必要です。 見積額の内容を比較できるよう、同じ製品、数量などの仕様はあわせてください。						
	<input type="checkbox"/> また、改造工事前後の図面が必要のほか、消防設備の工事の場合、その物品の仕様書が必要となります。 <input type="checkbox"/> なお、消防設備の工事の場合、消防署との事前相談記録（日付、参加者、指導内容等が分かるもの）の提出が必要です。	<input type="checkbox"/> また、改造工事前後の図面が必要のほか、設置するスプリンクラーの仕様書が必要となります。 <input type="checkbox"/> なお、消防署との事前相談記録（日付、参加者、指導内容等が分かるもの）の提出が必要です。	<input type="checkbox"/> 見積書の合計金額ではなく、比較見積の商品一つを比較して、低いほうが補助対象経費となります。 <input type="checkbox"/> 見積書は、税込み、税抜きについても注意してください。						